©池田佳史＆大阪企業法務研究会 2018

第 357 回月例会・報告概要
開催日：2018 年 1 月 20 日（土曜日）　10：00～
報告者：池田　佳史（弁護士　栄光綜合法律事務所）
テーマ：取締役の利益相反取引・競業避止義務違反取引
報告者コメント：会社の代表取締役が自己または自己が代表取締役である会社との間で利益相反取引をしたり、競業避止義務違反取引をしたりすることがあるが、特に中小企業においては取締役会決議を経ることなく取引を実行することは少なくないと思われる。実際にそのような事案が発生した場合、必ずしも会社法の条文を適用して結論を導くことは容易ではなく、たとえば、取締役会の承認に代わる同意があったのではないか、損害額はどのようにして算定するのか等の問題が生じる。実際の案件を念頭において判例等の状況を調査しそれについて分析及び射程距離の検討をしたい。

報告概要：
はじめに
・中小企業において取締役決議のない利益相反取引が行われることがある。
・会社法の条文から結論を導きだせないことは少なくない。

１．設例と論点
・双方の代表取締役が同一人で、親子会社や兄弟会社ではない事例
・会社法 356 条の取締役会決議が形式的には存在しないものの、他の取締役に異議がないとみられる場合の効果
・利益相反取引とされる取引が下請取引であった場合のように、双方のためになっていた場合の損害
・利益相反取引とされる取引が競業避止義務違反となる場合の要件

２．利益相反取引と競業避止義務違反
（１）利益相反取引　　会社法 356 条 1 項 2 号・3 号、365 条、423 条 1 項・2 項
取締役会の承認ないときは取引無効。
（２）競業避止義務　　会社法 356 条 1 項 1 号、365 条、423 条 1 項・2 項

３．利益相反取引がどうか
（１）東京地判平成 19・9・19 ウエストロージャパン
・抽象的に利益相反かどうか判断すべき
・利益相反とされる取引については市場において競合しない
（２）大阪地判平成 14・1・30 判タ 1108 号 248 頁
・旧法下の株主代表訴訟
・取引（融資と債権放棄）は客観的な性質に照らして利益相反に該当しないとした。
（３）大阪高判平成 2・7・18 判時 1378 号 113 頁
・一方の会社の主宰者として利益相反取引と認定した事例
・家族が設立した会社の主宰者として認定した事例として名古屋高判平成 20・4・17 金商 1325 号 47 頁

©池田佳史＆大阪企業法務研究会 2018

４．取締役決議があったと同視しうる事情

・株主全員の同意があった場合（最判昭和 49・9・26 民集 28・6・1306）

→意向不明の少数株主がいた場合は不可（東京地判平成 19・8・29 ウエストロージャパン）

・取締役全員の出席する会議で協議決定され、その後も異議がでなかった場合（東京地判平成 23・2・24 ウエストロージャパン）

→弥永判批（ジュリ 1423・18）では、取締役の認識、株主閲覧請求権との関係から一般化に対しては疑念

→前掲・東京地判平成 19・9・19

５．利益相反取引で取締役会決議（及びこれと同視しうる事情）のない場合

・取引無効⇒不当利得（民法 703 条）の問題

→利益相反による損失の意味、立証責任、民訴法 248 条の適用

・「利益相反＝損害の発生」とするのは理論的に飛躍？

６．競業取引かどうか、損害額は

・下請取引が競業取引にあたるかについては肯定する下級審裁判例は存在（前掲・東京地判平成 19・9・19）

・競業行為をしたとされる取締役は競業会社の代表者、株主である必要はないとされる（前掲・名古屋高判平成 20・４・17）

７．利益相反取引と競業避止義務違反の取引が併存する場合

・取引の相手方に対する不当利得返還請求（利益相反由来）と代表者への損害賠償（任務懈怠由来）

→生じた損害の算定をする傾向。個人責任追及が主たるもの

おわりに

以　　上